規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の三〇

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二〇
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二五

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第一号
原子力規制委員会規則第一号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志
原子力規制委員会委員長　更田　豊志